

大阪市福島区役所保健福祉課（子育て教育）臨時的任用職員（福祉職員）及び
育休任期付職員（福祉職員）募集要項

1 募集人数 1名

2 業務内容

福島区役所保健福祉課（子育て教育）において、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの切れ目のない支援を行う「子ども家庭センター」における統括支援員の指示のもと、サポートプラン担当者としての業務を行う。

具体的な業務内容は次のとおり

- (1) 母子保健・児童福祉両分野が連携した一体的な支援が必要と思われるケースについて、各ケースの情報や課題を共有し、当該ケースへの支援方針の検討・決定などを行うための会議の運営を行う。
- (2) 母子保健・児童福祉両部門との連携を図り、支援対象者との面談等の支援及びサポートプランの作成・進捗管理などを行う。
- (3) 子育て支援室内での支援対象者との面談等の支援及びサポートプランの作成・進捗管理などを行う。
- (4) その他、保健福祉課子育て教育担当全体における窓口対応等、関連する業務を行う。

3 応募資格

社会福祉主事任用資格を有する者又は採用予定日までに取得見込みの者。

ただし、地方公務員法第16条各号（2ページ参照）に該当する者及び日本国籍を有しない者は受験できません。

また、社会福祉主事任用資格を有するには、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当することを要します。

- (ア)社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する科目（1～2ページ参照）のうち、大学(短期大学を含む)において3科目以上履修し、卒業すること。
- (イ)社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること。
- (ウ)社会福祉士又は精神保健福祉士。

厚生労働大臣の指定する科目

【昭和25年～昭和56年卒業者】社会事業概論、社会保障論、社会事業行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、児童福祉論、社会学、心理学、社会事業施設経営論、社会事業方法論、社会事業史、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論、修身

【昭和56年～平成11年卒業者】社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、精神薄弱者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論

【平成11年～平成12年卒業者】社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、知的障害者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論

【平成12年～現在までの卒業者】社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

※指定科目の読替え：上記指定科目名称以外であっても指定科目として認められる範囲（「読替え」と呼称）を規定しており、この読替えの範囲としてあげられている科目名と同じ名称の科目を履修されていれば、この場合も指定科目を履修したこととなります。

令和2年3月6日に社会福祉主事の任用資格の取得に必要な科目の読替え範囲等の一部が改正されましたので、指定科目及び読替え規定については、上記の指定科目や厚生労働省のホームページを参考のうえ、読替えの範囲等を確認してください。

- ① 当該改正以前に読み替えられた科目について、なお従前の例によることとされています。
- ② 大学等が科目の読替えの手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができますので、大学等に確認してください。

(参考)

地方公務員法第16条（抜粋）

【欠格条項】

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 任用期間

令和7年7月3日から令和8年3月31日

臨時的任用職員期間：令和7年7月3日～同年10月22日

任期付職員期間：令和7年10月23日～令和8年3月31日

※本務職員の産前産後休暇期間は「臨時的任用職員」として任用を開始し、育児休業期間の開始日から「任期付職員」に任用を切り替えます。なお、それぞれの任用期間については産前産後休暇及び育児休業の取得時期により変更となる場合があります。また、育児休業取得者の都合により、育児休業期間が延長となった場合には任用期間を延長することがあります。

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前9時00分から午後5時30分まで（休憩時間45分）

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3) 勤務場所

福島区役所保健福祉課（子育て教育）

福島区役所（大阪市福島区大開1丁目8番1号 福島区役所2階）

(4) 給料

臨時的任用職員：月額224,576円（地域手当含む。令和7年4月現在）

※前歴等がある場合は、その経歴に応じて加算されることがあります。

任期付職員：月額250,096円（地域手当を含む。令和7年4月現在）

※昇給等がある場合があります。

※前歴等がある場合は、その経歴に応じて加算

通勤手当・期末勤勉手当・扶養手当・住居手当などは、本市職員基準により支給します。

(5) 年次休暇

臨時的任用職員：7日（任用期間に応じて比例付与）

任期付職員：8日（任用期間に応じて比例付与）

(6) 社会保険

臨時的任用職員：健康保険あり、厚生年金あり、雇用保険あり

任期付職員：健康保険あり、厚生年金あり、雇用保険なし

(7) その他

上記以外の勤務条件の詳細については採用決定後、お知らせします。

なお、給料・諸手当等については、今後変更される場合があります。

6 選考方法

次の2つの方法により得られた結果により選考します。

(1) 論文試験（筆記試験）

① 論文テーマ

課題：子育てに悩んでいる保護者に対して、どのような支援をしていけばよいと思うか、あなたの考えを述べてください。

② 字数

400 字以上 600 字程度（指定様式）

③ 提出方法

採用申込書等の書類とともに、申込期間内に提出してください。

(2) 口述試験（面接試験）

① 日時 令和7年5月22日（木）

※面接時間等詳細については、受験案内にて通知します。

② 場所 福島区役所 2階

7 申込方法

(1) 申込書類等

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお、郵便等の場合は簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。書類等に不備がある場合は受験できないことがあります。

① 大阪市福島区役所保健福祉課（子育て教育）臨時的任用職員（福祉職員）及び育休任期付職員（福祉職員）任用試験受験申込書 1通

※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※受験申込書は、本市所定の様式に限ります。

② 社会福祉主事任用資格の確認ができる書類 1通

※社会福祉主事任用資格証明書又は大学等の履修証明書

※社会福祉主事任用講習会受講修了証明書

※社会福祉士・精神保健福祉士資格証 等

※大学等が科目の読替の手続きを厚生労働省に行っている場合に限り、異なる科目名でも適用することができますので、大学等に確認してください。

③ 論文

指定様式を使用していれば、手書きでもパソコン等で作成しても構いません。

④ 任期に関する承諾書兼申立書 1通

⑤ 「受験案内」送付用定型封筒、「結果通知」送付用の定形封筒 計2通

※それぞれに宛先を記入し110円切手を貼付してください。

(2) 受付期間等

申込期間 令和7年5月13日（火）まで（必着）

※持参の場合は、開庁時間内必着（17時30分まで）

提出先 〒553-8501 大阪市福島区大開1丁目8番1号

福島区役所保健福祉課（子育て教育）2階20番窓口

※『保健福祉課（子育て教育）臨時的任用職員（福祉職員）任用試験申込書在中』と朱書きした封筒に入れて送付してください。

8 受験案内の送付

令和7年5月19日（月）までに受験案内が届かない場合はご連絡ください。

当日は、受験案内に同封の受験票を持参してください。

9 結果通知

筆記試験、面接試験を総合的に判定し採用を決定します（合格基準を定めています）。結果については、受験者全員に通知します（令和7年5月29日（木）発送予定）。

なお、採用にならなかった方で合格基準以上の成績の方については、令和8年3月31日まで任用候補者名簿に登録し、期間中に欠員が生じた場合に連絡させていただきます。

10 その他

- (1) 受験資格がないこと並びに申込みの内容及び提出書類等に虚偽が認められた場合は合格を取り消すことがあります。
- (2) 提出書類等はお返ししません。受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。
- (3) 面接試験時刻より30分以上遅刻した場合は受験できません。

11 問合せ先

福島区役所保健福祉課（子育て教育） 横山・森本
〒553-8501 大阪市福島区大開1丁目8番1号
電話06（6464）9860